

○厚生労働省告示第二百七十三号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準（平成二十年厚生労働省告示第二百二十九号）の一部を次のように改正し、平成二十八年七月一日から適用する。

平成二十八年六月三十日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

第三第十九号を次のように改める。

十九 削除

第三に次の一号を加える。

六十一 重粒子線治療 非小細胞肺がん（ステージがⅠ期であつて、肺の末梢^{しよう}に位置するものであり、かつ肺切除術が困難なものに限る。）